

同意書

私は、この度大阪市の「多頭飼育崩壊防止を目的とした飼い猫の不妊・去勢手術助成事業」の認定を受けるにあたり、飼い猫の搬送、麻酔、手術、入院を依頼するうえで、下記の事項について十分に理解しました。

そのうえで私は、飼い猫の搬送、麻酔、手術、入院に係る処置に同意します。

- ☐ 本事業を利用するにあたり、大阪市職員及び委託動物病院に協力し、虚偽の報告はしません。
- ☐ 搬送、保管中に猫が暴れるなどにより、搬送容器が破損等した場合、猫が逸走するおそれがあります。
- ☐ 麻酔、手術、入院中において、特異体質や災害等の不可抗力により猫に不慮の事故が起きたり、猫が死亡するおそれがあります。
- ☐ メスは開腹し卵巣及び子宮を摘出する手術、オスは陰囊から精巣を摘出する手術（場合によっては開腹手術）を行います。
- ☐ 妊娠中の猫も本事業の対象とし不妊手術（堕胎）を行います。なお、胎仔は返却いたしません。
- ☐ 術前検査により疾病等が見つかり手術対象外と判断した場合は、本事業の適用外とし、手術及びその治療は行いません。
- ☐ 手術後に発覚した又は進行した疾患に係る診療費及び治療費は、申請者の実費負担になります。（別途、動物病院を受診してください。）
- ☐ 手術後は手術前より一時的に元気や食欲がなくなることがあります。
- ☐ 手術後に飼い猫の体調が悪くなった場合は、自身で動物病院へ診察に連れて行き、その費用負担は大阪市に求めません。
- ☐ 本事業の助成を受けるにあたり、大阪市及び動物病院に協力しなかった場合、認定を取り消すことがあります。

申請者（住所）
（氏名）